

請求代行規約

第1条（総則）

1. 本規約は、株式会社インターサーブ「サービス利用規約」第13条6項にて規定される指定サービス『ナフコ取引先向けEDIオプションサービス』（以下「EDIオプション」という）ならびに「サポートサービス規約」第2条に規定されるサポートサービス（以下「サポートサービス」、合わせて以下「本サービス」という）の利用料に関する請求代行の詳細について定める。
2. 本規約において用いられる用語の定義については、サービス利用規約ならびにサポートサービス規約に準じる。

第2条（規約の適用と内容の変更）

1. 本規約とサービス利用規約ならびにサポートサービス規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用される。
2. 株式会社インターサーブは、合理的な範囲内で、利用者の承諾を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとする。かかる変更については、規約変更前からの利用者についても、変更後の規約が適用されるものとし、株式会社インターサーブのウェブサイトへの掲載、電子メール又は書面による通知等の適宜適切な方法で告知等するものとする。かかる告知等は、本規約の変更前に行われるものとする。

第3条（請求代行と収納）

本サービスの利用料の請求とその収納は、株式会社インターサーブが請求代行業務を委託する福岡流通VAN株式会社（以下「流通VAN」という）がこれを行う。ただし、福岡流通VANに口座がない利用者に対しては、株式会社インターサーブが請求・収納を行い、利用者の福岡流通VAN口座開設後、流通VANからの請求に切り替える。

第4条（課金の開始と請求）

1. 本サービスの利用料の課金は、EDIオプションの場合はサービス開始日、サポートサービスの場合は利用申込日から開始される。
2. 本サービスの利用料の請求は、20日締めで翌月初に福岡流通VANから行われるものとし、課金開始が21日以降の場合、初月分の請求は翌月分とまとめて請求される。

第5条（課金の終了）

本サービスは、サービス停止日ならびに解約申込日が属する月の利用料は課金されない。

第6条（準拠法）

本規約は、日本の法律に準拠している。

第7条（協議）

本規約に定めのない事項、その他本規約の条項に関し疑義を生じたときは、利用者と株式会社インターサーブが協議の上、円満に解決を図るものとする。

第8条（管轄裁判所）

利用者と株式会社インターサーブ間の問題が、協議によって解決しない場合は、その訴訟額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

付則 2014年8月11日